

2 建政技第 200 号
令和 2 年（2020 年）9 月 15 日

建設部関係課長 様
建設部現地機関の長 様

技術管理室長

災害時における緊急調査に係る留意事項について（通知）

災害時における災害緊急調査に関する協定書を締結している 4 団体（一般社団法人長野県測量設計業協会ほか 3 団体）との令和元年東日本台風災害の振り返りに係る意見交換会を受け、下記のとおり留意事項を定めましたので、業務執行にあたりご留意願います。

記

- 1 協定書に基づく協力要請を行う判断目安は、「広域において災害が発生し、かつ、1 つの事務所で 10 箇所以上の災害が発生した場合」とし、現地機関の長が判断することを原則とする。（協定書第 1 条-協議事項 1）
- 2 協定書に基づく被災箇所調査には、原則、県の担当者が同行すること。
また、被災箇所調査は、原則として位置、被災状況写真（概要が分かれば良い）、目視による概ねの被災規模を記録することとし、災害報告^{*}に必要な作業に留めること。
（協定書-協議事項 4）
^{*}災害報告とは、災害終息後 4 日以内に箇所数、概算被害額を報告（速報）する業務のこと。
- 3 復旧業務を実施する者が、他に県発注業務を実施している場合は、可能な範囲で他の業務の履行期間の延長等に配慮すること。（協定書-協議事項 9）
- 4 緊急調査の当番表の運用にあたり、当番者は、発注依頼の連絡を受けた時、現地機関から緊急調査の依頼を別に受けたことにより、緊急調査の依頼を受けることができない場合は辞退することができ、ペナルティーとはならないこと。
（災害時における緊急調査の事務処理Ⅱ-3 当番表の運用⑧）

建設部 建設政策課 技術管理室
（室長）青木 謙通
（担当）今吉 聡
電話 026-235-7323（直通）
防災無線 8-231-3344
FAX 026-235-7482
E-mail gijukan-kijunshido@pref.nagano.lg.jp

災害時における災害緊急調査の実施フロー



← 協定書・協議事項を確認

【協定による協力要請の判断目安】

- ・ 広域において災害が発生 かつ
- ・ 1つの事務所で 10箇所以上の災害が発生

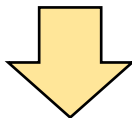
NO



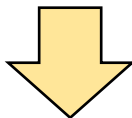
YES



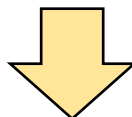
要請しない



■被災箇所調査
・職員、SA（防災サポートアドバイザー）等による調査



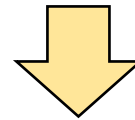
■復旧業務の業者選定
・原則、当番表による



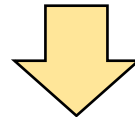
■復旧業務（測量・設計等）
・「災害時における緊急調査取扱い要領」及び「災害時における緊急調査の事務処理」による

「災害時における災害緊急調査に関する協定（H29.3.27）」に基づく協力要請
・原則、現地機関の長が判断する
現地機関→測協等4団体長
（規模に応じて 建設部長→測協等4団体長）

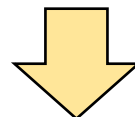
要請する



■被災箇所調査
・協定による調査（協会側負担）又は職員、SA等による調査



■復旧業務の業者選定
・原則、協会側の推薦による



■復旧業務（測量・設計等）
・協定による業務実施
・「災害時における緊急調査取扱い要領」及び「災害時における緊急調査の事務処理」による



被災箇所調査の状況により、協定による協力要請に移行



当番表で業者が決まらない場合は、協定による協力要請に移行、又は併用